

第10回「松島ブランド」の募集について

新たな松島町のイメージ向上等を図り高品質な産品をPRするために、第10回「松島ブランド」(特産品、観光資源・観光プログラムなど)を下記の通り募集いたします。

詳細につきましては、別添「松島ブランド2023募集要項」をご参照頂きますようご案内申し上げます。

記

1. 目的 松島町の本来の良さを活かしつつ、新たな魅力を盛り込んだ特産品、観光資源・観光プログラムを「松島ブランド」として認定し、情報の発信、販売の促進、事業者のレベルアップ、さらに新たな松島町のイメージ向上等を図ることにより、松島町の産業振興を目的とする。

2. 申請対象 (1) 特産品(農水産物, 食品加工品, 料理などの食, 工芸品など)
(2) 観光(自然、歴史、文化などの観光資源、体験、ツアーなどの観光プログラムなど)

【松島ブランド認定要綱】(抜粋)

第6条 松島ブランドの認定を受けるには、下記の要件を満たすことが必要である。

(1) 松島町の事業者、または住民であること。

(2) 松島町が、原材料の生産地、加工地のいずれかであること。

3. 申請手続 別添書類に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

(様式第1号) 松島ブランド認定申請書

(様式第2-1号) 松島ブランド(特産品)認定申請書

(様式第2-2号) 松島ブランド(観光)認定申請書

(様式第3号) 誓約書

※ 何口でも応募できますが、2品以上申請される場合は、様式第2-1号及び様式第2-2号を1品ごとに作成下さい。

様式第1号及び第3号は1枚で結構です。

4. 審査 審査のため、下記の日程にて特産品・観光プログラムについてプレゼンテーションをしていただきますので、万障お繰り合わせの上ご出席下さい。

開催日時 令和5年12月19日(火)午後1時30分～

開催場所 松島町文化観光交流館(予定)

時間 申請1件につき10分程度

(プレゼンをいただいた後、質疑応答があります)

5. 注意事項

- 提出いただいた認定申請書等に記入されている内容を基に審査しますので、松島ブランド申請書の2-1認定申請書の概要（特産品）、及び2-2認定申請書 資源・プログラムの概要（観光資源・観光プログラム）の③～⑨の項目については、詳しくご記入下さい。

※記載枠が不足する場合は枠を拡大するか、別紙を添付いただいても構いません。

- 申請書、添付書類及び申請見本は返却いたしません。
- 申請書類等の内容については、当該審査以外に使用することはありません。
- 申請いただく特産品については写真の提供をお願いします。また、審査当日は現物をご提供いただきますとともに、飲食物の場合は審査員（15人分程度）分の試食をご提供いただきます。
- 申請いただく観光資源・観光プログラムについては、実施内容のわかる資料及び写真をご提出いただきます。
- 認定申請書等をパソコン等で作成する場合は商工会ホームページより書類をダウンロードください。

商工会HP：<https://rifumatsu.or.jp/>



6. 受付窓口

松島ブランド推進委員会 事務局（利府松島商工会 内）

【利府事務所】 〒981-0104 宮城県宮城郡利府町中央二丁目 8-3

TEL 022-356-2124 FAX 022-356-6088

【松島事務所】 〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜 1-27

TEL 022-354-3422 FAX 022-354-4054

【受付時間】 9：00～12：00、13：00～17：00（土曜・日曜・祝日を除く）

7. 締 切 令和5年11月30日（木） 午後5時